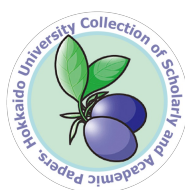




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法院による法律の憲法適合的解釈に関する一考察 (4)
Author(s)	辻, 信幸
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(1), 65-112
Issue Date	2008-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33810
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-1_p65-112.pdf



フランス憲法院による 法律の憲法適合的解釈に関する一考察（四）

辻
信
幸

はじめに

第一章 日本とフランスにおける従来の議論

第一節 日本における従来の議論

第二項 日本における憲法院研究

第二項 大河原良夫による議論

第三項 蛭原健介による議論

(以上五八卷二号)

第二節 フランスにおける従来からの議論

第三節 フランスにおける解積留保の起源と、フランス公法雑誌(R.D.P.)における憲法院判決の扱われ方

第四節 小括―初期のフランスでの議論と、日本における議論との関係

(以上五八卷三号)

第二章 憲法院による解積留保付き諸判決

第一節 一九七〇年代までの諸判決

(以上五八卷六号)

第二節 一九八〇年代までの諸判決

26 ニューカレドニアの発展に関する法律

(以上本号)

第三章 現在の議論―留保の三分類論と、単一性質論

第四章 フランス憲法院判決における解積留保の意義

第五章 日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈の再評価
結びにかえて

第二節 開花期―一九八〇年代の諸判決

先に、解釈留保付き判決の開花期と位置付けたのが、この一九八〇年代の諸判決である。この時期は、政権交代やそれに続くコアピタシオン⁽²¹⁹⁾といった、政治的に大きな出来事が起こった時期でもある。そしてこれらの出来事に歩調を合わせるかのように、解釈留保付き判決が数多く下されている。そしてこれらの政権交代等の出来事と、解釈留保付き判決の数の増減とは、リンクした形で現れている。それゆえ、憲法院を政権交代の保証人と見るような議論⁽²²⁰⁾がなされた。というのは、政権交代の結果できた新たな政権が、それまでの政権党の政策を覆すような新たな政策を打ち出して、それに関する法律を定めようとしたとき、現在の野党となったかつての政権党の議員団によって、その法律の多くが憲法院に付託されることとなる。付託を受けた憲法院はその法律に対して合憲か違憲かの判断をせねばならないのであるが、憲法上の理由に基づいて判断したとしても、結果だけ取り出してみるときには、仮に合憲とすれば、現在の政権党を支持したことになるし、逆に違憲とすれば、前の政権党の政策を支持したことになる。これは特に、二度目以降の政権交代の際に、よりはっきりといえることである。

このような状況に置かれたとき、憲法院は、確かに違憲判決や解釈留保付きの判決を下したのであるが、しかしそれは、たとえば国有化判決と、さらにその後の民営化判決などにおいて顕著に見られたように、いずれかの政策のみを支持するような態度を示すものではなかった。国有化法律を違憲としたときも、その第一判決では、国有化そのものを違憲とするのではなく、手続き的な面での問題点を指摘するにとどめたし、第二判決でも、同様の観点からの解釈留保を付すにとどめた⁽²²¹⁾。さらにその国有化を覆した民営化法律を前にしたときも、それを違憲とすることなく、譲渡価格の決定方法などについて解釈留保を付ただけで合憲と判断した。このように、いずれかの政策的な立場に立つことなく、政権交代が円滑に行われるように憲法院は振舞ったと理解する立場から、政権交代の保証人としての憲法院という位置付けがされるようになったのである⁽²²²⁾。そして解釈留保付き判決も、与党、野党のいずれの側にも肩入れすることの

ない憲法院の姿勢のひとつの現われと見られることが多かったといえよう。

本節で取り扱う一〇年間で、法律に対するD.C.判決は二三四件あり、そのうちあわせて四〇件で解釈留保が付されている。だが、年によってその数には大きなばらつきがあり、一九八一年には一件（約一二％）しか解釈留保付き判決は下されていないが、一九八六年には八件（約四二％）の解釈留保付き判決が下されている。この時期は、やはり、政治の動きといった外在的な要因によって解釈留保付き判決の手法が用いられる程度が異なっていると見るのが妥当であり、それゆえ、一九七九年までと比べれば、解釈留保付き判決が用いられる頻度は多くなっているものの、その手法が、憲法院の判決手法として一般化したとまではいえない。

もう少し細かく見ると、一九八一年に政権交代があり、社会党政権が誕生するが、その翌年、一九八二年には、解釈留保付き判決が占める割合が二七％（五件）に急増した。それまで、年間の判決が一件のみでそれに解釈留保が付された一九六八年を除いて、留保付判決の比率が二割を超えたことがなく、さらに、年間の留保数も二件が最高だったということを考えると、急増といわざるをえない。さらに翌一九八三年も二五％（三件）と、二割台を維持したあと、一九八四年には、四五％（五件）という非常に高い数値を記録している。その後、一九八六年の国民議会議員選挙で保守側が勝利し、いわゆるコアビタシオンが始まると、一九八六年は四二％（八件）、一九八七年は四〇％（四件）、一九八八年は四一％（五件）と、三年連続で四割を超える率で解釈留保が付されたのである。そしてその一九八八年に行われた大統領選挙と国民議会議員選挙においてともに社会党が勝利し、コアビタシオンが解消されると、翌一九八九年には、解釈留保が占める割合は二八％（四件）まで減少した。このように、この時期、解釈留保の付された判決の割合と、政権交代との間には、明らかな相関関係があるといえることができる。

そのほか、この時期の判決を見ていて気がつくことは、まず、これまでと比べて長く詳細な判示が目立つこと、それ

てひとつの判決に複数の留保が付されるようになってきていることである。長く詳細な判示については、何も解釈留保付き判決のみに限ったことではなく、合憲判決や違憲判決でも見られる。憲法院の判決は、とりわけ活動の初期においては、フランスにおける判決文の伝統に従って、非常に短く、とにかく簡潔なものであったが、この時期から、憲法院は、事件によっては、非常に長大な判決を下すようになった。それはたとえば、国有化に代表されるような大きな政策転換を前にして、その憲法上の是非を判断するに際して、それを是とするにも非とするにも、判決を受ける側と付託した側とに、自らの見解を十全に説明する必要性に迫られたからと見ることもできる。だが、こういった、政策そのものを問うようないわゆる与野党対決型の法案のみならず、たとえば10事件のような法律に対する判決や、27事件のような、広範な事柄について多様な措置をとることを政府に委ねた法律に対する判決のように、普通の法律に対する判決においても、長い判決が見られるようになっていく。この10事件は、ストライキ権をはじめとする人権に対して制限を及ぼす可能性があった事件であり、そして27事件は、立法府と行政府の間の権限配分という、憲法上の重要な論点にかかわる事件であった。これらのこともあわせて考慮に入れると、憲法院は、とりわけこの時期から、憲法の番人という自らの役割を意識し、その役割を果たすために必要であると考えたなら、従来からのフランスの裁判所の判決の伝統を離れて判決するようになってきたということができるだろう。この必要性に迫られたことに加えて、憲法院の存在自体が、フランスにおいて、憲法院がそういった振る舞いすることを許容するほどに大きなものになったとみることもできよう。⁽²⁵⁾

それから、解釈留保が複数付されるようになったのは、先に見た27事件の法律に代表されるように、ひとつの法律の中で、それぞれが直ちに關係するわけではない複数のことをまとめて定めるようになった結果、そのそれぞれに対して解釈留保が付されるようになった、というのもひとつの理由である。だがそうではなく、ひとまとまりと見ることのできる条項に対して、複数の解釈留保を付する例も見られる。それはたとえば、9事件とか14事件、さらには28事件など

がそうである。これらのことからいえるのは、少なくとも、憲法院が解釈留保を付することに躊躇しなくなったということである。そしてこれは同時に、解釈留保の手法が、憲法院の側からも、そして判決の対象となる相手方からも、受けいられてきたことを示していることがきよう。

最後に、形式の問題として、いくつかの判決の中で、典型的には、「上で見た留保のもとで、審査された法律は合憲である」と主文で言及する判決が出てきたことが指摘できる。これもまた、解釈留保の手法が受け入れられてきたことを示すものであるが、それと同時に、留保の効力に関する問題をも示しているものといえよう。ただ、この主文での言及は、まだ、ごく一部の判決において見られるに過ぎない。

では以下に、判決を見ることにするが、本号では、紙幅の都合上、一九八六年二月のコアピタシオン成立前までの判決を取り扱うこととし、次号以降において、残る一九八九年十二月までの諸判決を取り扱うこととする。

8 CC 80-115 DC 判決…1980年7月1日…通常法律（農業指針法律）…代議士団

本件で問題となった法律の第七二条は、農村整備政策について定めていたものであるが、その中で、法律が定めた指針の適用条件を定める農村整備全国ディレクティブを、コンセイユ・ダタが、デクレによって定めることを予定していた。これに対して憲法院は、以下のように判断した。

②上で言及された指針が一般的な用語で述べている事情は、それ自体で、適用条件を定めることを担う命令権に対して、憲法が法律に留保している規範や基本原則を定める権力を委ねえない。この条文がこのような権限の委任を含むということは、法律の文言自体からも、そしてその準備作業からも決して導きえないものである。

このように判断することで、コンセイユ・デタのデクレに委ねられる適用条件決定を限界付けたものである。

9 CC 80-117 DC 判決…1980年7月22日…通常法律（核燃料物質の保護と統制に関する法律）…代議士団

核物質を扱う職場でのストライキ権を制限する法律の合憲性が争われた。本法第六条は、核燃料物質の管理について規定したもので、違反者に対する罰則などを定めていた。そのうち第三項は、「本条第一項に定める核燃料物質が保有される施設において地位の如何を問わず関与する自然人又は法人による法令に対する故意の違反、及び精錬事業者またはその受任者の指令に対する故意の違反は、それが施設の核の保護または身体及び財産の安全を危険に陥れる恐れのあるとき、自然人に関しては、これに適用されうる刑事上の制裁を科すことを妨げず、かつ適用される法令または協約の別段の規定にかかわらず、その違反は懲戒権者に通告され、懲戒権者は説明書を提示した後、予告を必要とせずかつ賠償を伴うことなく、右違反行為者との協約又は法規に基づく関係の停止または断絶を直ちに生じる。法人に関しては、協約の別段の規定にかかわらず、行政庁の許可の撤回、右法人がそれに基づき活動する協約につき予告を必要とせずかつ賠償を伴うことなく、協約に基づく関係の停止または断絶を直ちに生ずる」と定め、施設内における、核燃料物質取扱に関する法令や指令に違反した際には、刑罰などが科されうることを予定していた。付託者らは、もしこれがストライキ権の行使による違反等にも適用されるならば、ストライキ権を侵害するものであるなどと主張した。これに対し憲法院は、第四理由付けで、とりわけ核物質の所持と利用を問題にする場合、ストライキ権の承認は、憲法的価値の原則の性格を有する、人と財産の健康と安全の保護を確保するという目的から、このストライキ権に対して必要な制限を立法者がもたらすことを妨げる効果を持たない、と述べたうえで次のように判断した。

⑥付託の書き手が主張しているのと反対に、これらの条文は、契約上あるいは法律上の関係の中断あるいは破棄を引き起こしうるような諸事実を決定する権限も、そしてそのことから、ストライキ権の行使を限定する権限も、政府あるいは行政機関と事業者に対して委ねる目的も効果も持たないのである。実際、一般的なレグルマン、あるいは事業者ないしその受任者の指示への違反が必要な条件であるとしても、そのような違反は十分条件ではない。そしてこのことは、その法律が適用されうる人々、テキストの条項で危険にさらされる人々の利益そのものである。それは、その違反が意図的なものであり、かつ、各施設の安全、核物質の保護または人または財産の安全を問題にする余地がある場合にのみ、契約上あるいは法律上の関係の停止あるいは断絶を正当化する。かくして、権限ある裁判所が、このテキストによって対象とされたレグルマンあるいは命令の適合性に対して行使しうる統制とは別に、先に見た条項は、レグルマンあるいは事業者の命令への違反がたとえ意図的であつたとしても、そのレグルマンあるいは指令が各施設の安全と関係しないものであれば、そして核物質の保護あるいは人と財産の安全と関係しないものであれば、第六条三項の条文の適用を許すことを妨げるものである。

⑦したがって、それが対象とする一般利益の目的を守るために必要な拘束しかストライキ権の偶発的行使にもたらさず、政府、行政あるいは事業者のために、ストライキ権の行使を規律する処置をするいかなる委任も含んでいないこの第六条三項は、憲法に適合する。

このように判断することで、本法の規定が施設の安全、核物質の保護、あるいは人と財産の安全を侵害するような場合にのみ適用されるものであることを判示し、ストライキ権に対する不当な制限をもたらずものではないことを明らかにした。憲法院はさらに続く理由付けで、次のように判断している。

⑧たとえば本条によって対象とされた法人が、協約に別の定めをする条項があるにもかかわらず、行政的許可の撤回予告通知や賠償なしの協約の中断あるいは破棄を受けるとしても、これらの条項は、準備作業において明らかにされているように、問題の法人が、場合によっては法律、レグルマン、あるいは法の一般原則によって彼らに認められている防禦権を利用しうることを妨げない。

この判示によって、万一核燃料物質を取り扱う法人に対して不当に許可の撤回等がなされたような場合には、「予告を必要とせずかつ賠償を伴うことなく、協約に基づく関係の停止又は断絶を直ちに生ずる」という規定にもかかわらず、その法人が防禦権を行使しうることを確認している。

10 CC 80 – 127 DC 判決…1981年1月19 – 20日…通常法律（安全を強化し、個人の自由を保護することに関する法律）…
代議士団・元老院議員団

本件で問題となった法律は、多様な内容を含むものであったが、それに対応して、複数の条文に対して解釈留保が付されている。

本法第三〇条は、一八四五年七月一五日の法律第一八条のあとに、一八一一条として、「車両の通行を妨げあるいは妨害するために、鉄道上にその往來の妨げとなるものを置き、またはそれらの往來を妨げあるいは妨害するための何らかの手段を用いたものは誰であれ、三ヶ月以上二年以下の懲役と、千フラン以上三万フラン以下の罰金、あるいはそのいずれかによって罰せられる。」という規定を挿入することを定めていた。また、本法第一六条は刑事法典第三〇五条を、同じく本法第一七条は刑事法典第三〇六条を改正し、人の身体または財産に対する一定の犯罪行為の脅迫をなしたもの

に対する罰を定めていたが、ここでは、ストライキ権の行使に関する行為を除外する趣旨の規定は特に設けられていなかった。これに対して付託者らは、本法第一六条、第一七条、そして第三〇条が、ストライキ権と組合権の行使を妨害するなどと主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑱ 本法の第一六条と一七条は、さまざまな脅迫行為に関する規定である。先に述べたように、ここで定められている軽罪は、あいまいさや不明瞭さを含まない用語を用いて定められている。本法の第一六条と第一七条の条項によって定められたいかなる犯罪も、重罪あるいは軽罪がなされるという脅迫がなければ構成されない。これらの条件において、これらの条項の適用は、ストライキ権あるいは組合権の適法な行使を妨げ、妨害しうることを排除している。

⑳ 線路上に物を置くことによる鉄道の通行の妨げまたは妨害を阻止することは、何であれ、ストライキ権あるいは組合権の合法的行使を妨げ、あるいは妨害する性格のものではない。

㉑ 先に見たこのテキストによって予定されている罰が、鉄道車両の通行を妨げあるいは妨害するため、それらの通行を妨げ妨害するために何らかの手段を用いたものの誰に対しても適用されるものであるとしても、これらの条項は、罰せられる行為をする側に積極的行動を要求するものであり、たとえ彼ら（鉄道警察隊）の労働の停止が、車両の通行を妨害あるいは廃止する効果を有したとしても、憲法で認められたスト権を合法的に行使する人を対象としえない。

以上のように判断することで、ストライキ権の適法な行使の場合には、これらの条項によって処罰されないことを明らかにした。

次に、本法第三九条は、その第一項で、刑事訴訟法典第六三条のあとに、六三一条として、捜査上の強い必要性がある場合に、列挙された犯罪を対象として、共和国検事の求めにより、予審判事、または裁判所長かその委任を受けた裁判官によって、警察留置⁽²⁷⁾の理由を提示されることを条件として、被疑者の警察留置の期間の二四時間延長を認めることを定めていた。

付託者らは、これらの場合に警察留置を二四時間延長する決定が、予審判事の資格を有さない司法官によって下される点について異議を申し立てた。これに対して憲法院は、第二五理由付けで、もし、本件では警察留置の延長の場合に司法官が介入することが、憲法第六六条の文言に従う必要があるとしても、いかなる憲法的価値の原則あるいは規範も、その司法官が予審判事の資格を有することを要求していないとした上で、次のように判断した。

②⑥警察留置の二四時間の延長を許すために、必然的に書類を審査しなければならない司法官は、だからといって、予審をしたわけでもなければ、当事者の罪状に中間決定を下すわけでもない。⁽²⁸⁾

これにより、この延長の決定が、刑事手続きに対してなんらの影響を及ぼさないことを明らかにした。

第三に、本法第四七―五二条は、軽罪の手續に関する条項であったが、そのうち本法第五一条は、刑事訴訟法典の第三九三―三九七条を修正するもので、修正された第三九三条は、軽罪の領域の事柄について、共和国検事は、被疑者が付託された事実などを認めている場合に、もし予審が不可欠ではないと判断したときには、被疑者の裁判所への出頭命令行為を、調書の提出をもってかえることによってであれ、裁判所への直接付託によってであれ、裁判所長あるいはその委任を受けた裁判官に事前に付託することによってであれ、事件を処理することができる旨を定めていた。

これに対し憲法院は、第三一理由付けで、人権宣言第七條及び憲法第三四條により、刑事手続は法律によって定められるが、事実や状況などに応じて異なる刑事手続規範を定めることは、立法者の自由であることを確認したうえで、次のように判断した。

③もし、予審判事に委ねられた予審手続による必要がなく、直接付託の手続を用いるかを評価する権限が共和国検事に委ねられているとしても、それは起訴と立証の負担が共和国検事に課されるという事実上の理由による。共和国検事が直接付託手続きに不適切に頼ることは、罪に問われた者の受ける無罪の推定を理由として、そのものの免訴の決定か、本法第五一條に由来する刑法三九六條二項によって予定された、予審の補足を行うという裁判所の判断の決定を引き起こす。

以上のように判断することによって、憲法院は、この条項が刑事手続の法定主義、あるいは防禦権の保護といったことと矛盾しないことを明らかにした。

第四に、本法第五五條は、破毀院彈劾部の長に対して、控訴院の系列に属する予審判事の事務所の良好な運用を確保し、とりわけ予審判事に対して、予審行為の手続そのものが不可能なときに、容疑者に対する審問や対審以外について、司法警察係官によってそれらを執行させることなどを認めていた刑法第二二〇條に、「控訴院彈劾部の長は、そのために、証拠調べの途中で統制をし、事件の進行状況について報告を求め、予審判事を召喚し、予審判事の手務所に訪問し、そして訴訟書類を精査することができる」と定める第二項を追加するものであった。これに対し、付託者らによって、本法第五五條は、予審判事を控訴院彈劾部の長の一般的統制に従わせたものであり、憲法第六四條により認

められた裁判官の独立の原則に反すると主張された。これに対し憲法院は次のように判断した。

④³このテキストは、控訴院弾劾部の長に対して、予審判事の判断の選択を案内する（*guider*）ことも、それを修正する（*reformier*）ことも許すものではないから、したがって、本法により補完された刑事訴訟法第二二〇条によって、法廷の良好な運営という利益のために控訴院の司法官に与えられた権力は、予審判事の独立を侵害しない。

このように判断することで、統制、報告、あるいは精査といった文言によって、予審判事の判断に指示を与え、あるいはそれを改めさせるようなことができないことを明らかにしている。

第五に、本法第七六―七八条は、身元確認について定めていた。そのうち本法第七六条一項は、司法警察係官や司法警察補助官らに対して、捜査の際、または公序、とりわけ人と財産の安全に対する侵害を予防するために必要な際に、すべての人に対して、身元証明をするよう促すことを認め、また、いかなるものも、それを拒否することはできないことを定めていた。また同条第二項から第五項では、身元証明を求められた人がその場において身元を証明できないときには、必要があれば、その人を警察署に連れて行きその身元を証明するものの提示を求めうることを、警察署に到着してから、その人は司法警察係官に直ちに引き渡され、その家族、あるいはその身元を確認することができるすべての人にすぐに連絡をし、あるいは彼自身が身元を証明するための完全な権利が保障されること、これらの活動は、礼節をもつて行われなければならないこと、もし対象者が身元を証明することを許すいかなる要素をも提示することを望まず、あるいはできないとき、司法警察係官は、その身元を確認するために必要な活動を行うことができること、警察署に連行されたすべての人は、その身元を確認するのに厳格に必要な、六時間を越えない期間しか留置されえないこと、この期

間の計算は、第一項で言及された要請のときから計算すること、当事者はいつでも、彼が対象となっている措置について、共和国検事がすぐに知らせるように要求することができ、共和国検事は、その措置を終わらせる決定を下すことができること、そして対象者は、警察署についてから、それらの権利について通知されることを定めていた。これについて憲法院は、次のように判断した。

⑤⑧ 先に見た条項の適用は、身元を証明するように求められた人が、その場において、彼らの選択による適切な方法によってその要求を満たし、必要がある場合にのみ警察署につれていかねばならない、ということになる規範によって限定されたところにとどまる。警察署に連れて行かれた人が直接に司法警察係官に引き渡されることに関する記述の正確な尊重、連行された人にとって、その家族、あるいは身元を証明しうるすべての人に、その身元を証明させ、あるいは自らそれをなす可能性、共和国検事に訴える権利、その身元確認に必要な期間しか勾留できない義務、それらの人が拘束されうる、最初の身元確認要請から六時間以内という制限、これらのことは、その場においてその身元を提示することができず、あるいは望まない人に課される拘束をも制限するものであり、このことは、憲法的価値を有する一般利益の目的と、それゆえ身元確認を理由付ける捜査を擁護するために必要なことである。

⑥② 憲法院の審査に付託された本法第七六、七七、七八条の条文は、これらの条項によって述べられた形式的実体的条件の下で、認められている憲法上の自由の行使と、公序に対する侵害の予防の間の調整と矛盾しない。

⑥④ 立法者は、濫用を妨げるという観点から、彼らが定めた身元の統制と確認の手続きについて多くの用心を張りめぐらした。それらの完全な尊重を監視することは、万一の場合に認められた違法性を無効にし、抑止をし、そして場合によっては、それらが損害を与えた結果に補償を与えることができる裁判所と同様、司法機関と行政機関に属する。

このように判断することで、憲法院は、法律の条項の厳格な適用を求めてこの手続の濫用を排除するとともに、警察署において身元が証明できなかった人でも六時間後には解放されることなどを明らかにしている。

第六に、本法第七八条は、身元確認活動に同意することを拒んだ者と、身元確認活動の遂行を阻害したものに対する罰則として、懲役刑と罰金刑を予定していた。これについて憲法院は次のように判断した。

⑥①もし身元確認に同意することを拒んだ者や身元確認等の任務を遂行する権限を有する公務員を妨害したすべての者を、軽罪の懲役刑や罰金刑で処罰することを第七八条が定めているとしても、これらの条項は、その場または警察署内で彼らの身元を証明することができなかった者を対象としていない。

このように判断することで、憲法院は、積極的な妨害ではなく、単に身元を証明できなかっただけの者は処罰対象にならないことを明らかにした。

本判決は複数の条文に対して複数の留保が付されているが、これは、本法が、複数の直接には関係しない条項をまとめて定めているからである。⁽²³⁾

11 CC 81—134 DC 判決・1982年1月5日・通常法律（社会的次元の措置をとることを、憲法三八条の適用によって政府に授権する指令）・代議士団

本件で問題となった法律の第一条は、政府に対して、同条で列举された分野について、雇用状況と、労働者の生活条件を改善するそのプログラムを執行するために、一九八二年三月三十一日まで、憲法第三八条⁽²⁵⁾で定められた条件のもとで、法律の領域に属するすべての措置をオルドナンスで定めることを授権するものであったが、同条六号は、その年齢、所

得と扶養者の数にに応じて、退職者年金と職業活動による収入とを合併する可能性について、制限することをあげていた。このことが、一九四六年憲法前文の、各人は、労働の義務を負い雇用を得る権利を有すると定める部分に違反すると主張された。これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑥労働権に関する基本原則を決定することは、憲法第三四条によって法律の分野に属する。先に見た授權法律の第一条六号は、憲法第三八条の適用によって政府に委ねられた権力の行使において、政府に対して、憲法原則、とりわけ自由、平等、財産権の尊重を免除する目的も効果も持つものではないから、それ自体で憲法に矛盾するものではない。

このように判断することで、政府のオールドナンスの制定に対して、一定の枠をはめた。

12 CC 82-139 DC 判決、1982年2月11日…通常法律（国有化法律第二事件）…代議士団

本法第一八条は、国有化される銀行の純資産と純利益を決定する方法を定めているもので、その対象となる銀行について、会計検査院長を長とする、フランス銀行総裁、コンセイユ・データ金融部長、破毀院商事部長、経済社会評議会議長によって指名された経済社会評議会のメンバー一人からなる、評価に関する中央委員会が、一九八二年六月三〇日におけるこれらの銀行の交換価値を定めること、委員会は、当該銀行の株式の平均市場価格と、同じく当該銀行の総資産と純利益の間の関連を考慮し、また、一九八二年の上半期における、取引価値に影響を与えた事柄をも考慮すること、一九八一年十二月三十一日の各会社の株式の譲渡価値を決定することを予定していた。⁽²⁶⁾

この条文について、憲法院は複数の解釈留保を付している。以下、順に見ていくこととする。はじめに、付託者らに

よって、純利益や総資産という文言が、当該銀行単体のものなのかそれとも子会社等と連結したものであるのか不明確であること、また、このように委員会に銀行単体の資産や利益のみを評価しうる可能性を与えていることが正当な補償の原則に違反していると主張されたことについて、次のように判断している。

⑳評価に関する中央委員会は、一九八一年二月三十一日現在における株式の取引価格を認定する使命を立法者から受けている。その取引価格は、株式が上場されて値をつけられていたとして、不可避的に近似値となるにせよ、それらの証券が株式市場での取引において有している価値と対応するものでなければならない。その結論に到達するために、各銀行の経済的財政的データに適用する際に適合化をすることがその委員会に属している、一般的規範を定めていた。それは、各銀行固有の運営技術や会計処理方法の多様性が、もし同一の会計方法がすべての銀行に対して課されていたならば、補償の評価に対して与えざるを得ない影響を回避するためのものである。裁判官の統制の下で、それぞれの場合において、とりわけ、子会社の存在とその重要性、そしてそれを認定するために用いられる連結決算と特有の技術とに応じて、各銀行の固有の状況に最も特徴的である純資産と純益とを選択することは、委員会に属することである。

㉑かくして批判された条項は、憲法に反しない。

憲法院はこのように判断することで、委員会の評価権に対して一定の枠をはめるとともに、子会社の存在にも配慮しなければならないことを明らかにしている。

次に、委員会は、株式の平均的市場価値と、市場に上場されている銀行の純資産と純益との間に確認される関係の両

方を考慮に入れねばならないが、本条はそういった点が明確になっておらず、補償の正当な性格を侵害すると主張されたことについて、次のように判断している。

②③この点について、立法者は、それが参照させているデータを基に、評価に関する中央委員会に対して、厳格な規範の適用が不適切であり、実際、そうすることが不平等を引き起こし、過剰あるいは不十分な補償を導く危険があるために、委員会が多様な状況を考慮しうることを望んだ。たとえば、上場銀行の評価額算出のために計算された銀行の収益、それはそれらの客観的な経済的財政的特長によって、最も近い非上場銀行のために参照されるものであるが、それらを照合し、そして各非上場銀行に固有のデータに応じて必要な補正をするということは、委員会に属している。非上場銀行と、それらと比較しうる上場銀行とを対照することで、委員会は、できる限り客観的で、正当な補償の要求と対応しうる譲渡価値を定めることができる。

このように判断することで、憲法院は、委員会の評価額算定に一定の枠をはめた。

第三に、本条は、非上場銀行の株主に対して、八二年上半期に割り当てられる配当金と同様、八一年に割り当てられた配当を受けることを認める条項を含んでいないとの批判に対して、憲法院は次のように判断している。

②⑤この条文は、一方で、市場で評価を受けていない銀行で、一九八二年七月一日以前に国有化をされていないものが、一九八一年の配当を行うことに反対するものではない。

②⑥他方で、第一八条の文言から、委員会によって定められる譲渡価値は、一九八二年上半期の間に起こった出来事を

考慮して現実化される。それゆえ、一九八二年上半期の会社の運営を考慮し、万一の場合には、もしその割り当てが適切な時期までに定められえなかったなら、一九八一年に割り当てられる配当と同様に、その結果と対応する配当と同等の利益を株主に割り当てることは、委員会に属する。

このように判断することで、一九八一年の配当が禁止されていないことを明らかにするとともに、もしそれが間に合わなかったときには、委員会が配当相当額を割り当てるべきことを明らかにした。

本判決は、一九八二年一月一六日のいわゆる国有化Ⅰ判決での違憲判断をうけて、一部内容を修正された国有化法案が成立したのに対して、再度憲法院に付託されたという事案であった。そのため、論点がかなり絞られていた。その中で、ここで問題となっている第一八条は、違憲とされた旧法から大幅に修正を受けた条文であったため、このように多くの留保が付されることになったものと思われる。

13 CC 82-141 DC 判決・1982年7月22日・通常法律（視聴覚コミュニケーションに関する法律）・・代議士団、元老院議員団

本件で問題となった第八五条は、フランスが当事国である国際協約によって放送局を開設した者によって請け負われている視聴覚コミュニケーション業務に関する許可は、第七九～八四条によって予定されている諸条項に違反しうる、などと定めていた。これに対し、付託者らは、本法第八五条により、フランスが参加している国際協約による放送局を営業しているものは、本法七九～八四条によって定められている条項に反して許可の対象となりえることなどが、平等原則に反すると主張した。これについて憲法院は、次のように判断した。

⑨本法第八五条一項は、その状況を合法化することを許さねばならない周辺局（訳者注・国境周辺に存在する隣接国の放送局で、フランス語で放送している局）しか対象にしていないということは、議会での議論によって明らかにされた法律のテキストに由来する。主張されているのに反して、もし本条が、これらの放送局に関係する許可が本法第七九―八四条の条項に違反することを許すとしても、だからといって本条は、それらの放送局⁽²³⁷⁾に対して、個々の条約がそれぞれの放送局に認めているのに相当しないような枠組みを享受することを認めてはならず、かくして法律の前の平等を侵害することになるような制度を享受することを許したのではない。

このように判断することで、本法が対象とするのは、いわゆる周辺局のみであることを明らかにするとともに、ここで認められる例外も、条約において認められている範囲内のものであって、新たな例外を認める趣旨ではないことを明らかにしている。

14 CC 82―142 DC 判決・1982年7月27日・通常法律（計画法法律を修正する法律）…代議士団

本法第八条は、計画化中央委員会が政府に提出した報告書を基にして、政府が最初の計画法法律案起草し、議会に提出することを定めていた。また第九条も同様に、政府の法律案提出権を認めていたのに対して、議会の構成員の発案に対する拘束は憲法にしか由来しえないのに、本法第八条と九条が、計画法法律のイニシアティブ⁽²³⁸⁾が政府に留保されると定めていることは、立法者のイニシアティブに対する違憲な制限で、憲法第三九条と第四四⁽²³⁹⁾条に違反すると主張された。これに対し憲法院は次のように判断した。

⑥もし本条が政府による計画化法律案の提出を予定しているとしても、それは、議会のメンバーによる彼らの発議権をなんら禁じるものではない。かくしてその批判は基礎付けられない。

このように判断することで、憲法院は、本条が立法者による発案権を制限するものではないことを明らかにした。次に、本法第四条最終項は、第二次計画化法律は計画の施行から二年を経た後で修正されうることを予定していたが、執行後二年を経たのちでなければ計画化法律の修正を認めないのは憲法第三九条と第四四条とに違反すると批判された。これに対して憲法院は、次のように判断した。

⑧立法者は自らを拘束しえない。法律は常に、そして無条件で、後法によって暗黙のうちに廃止、修正され、違反される。かくして、当該条項はすべての法的効果を失っており、政府と、議会のメンバーの発議権をまったく制限できない。それらはさらに、上述の条文と矛盾する諸法律を、将来において採択することを妨げえない。したがって、これらの条項の無効力的性格そのものを理由として、憲法不適合宣言の対象となるものはない。

憲法院はこのように判断することで、この条項は意味のないものであり、立法者はいつでも法律に修正を加えうることを明らかにしている。付託者らが主張するような問題について直接応答することなしに、本条は事実上効力を持ったないものであると判断することで、違憲の問題を回避している。

第三に、本法第五条と第一三三三項は、将来の法律に一定の内容を課し、修正に対する同様の制限を設けていた。これが憲法第三九条と四四条に反すると主張されたのに対して、憲法院は次のように判断している。

⑨付託者らは同様に、将来の法律に一定の内容を課している本法第五条と一三条三項の条項が、憲法第三九条と四四條に反すると主張した。しかし、今述べたばかりの理由のために、上述の条項は、それらの無効力の性格そのものを理由として、違憲宣言の対象にならない。

このように判断することによって、第八理由付けと同様に、違憲の問題を回避した。

第四に、憲法院は、本件法律の合憲性について、総括的、概括的な判断を示している。

⑩本法のさまざまな条項が、政府は、あらかじめ定められた日あるいは期間内に、干渉するための諸法律を準備する多様な措置をとり、計画法律あるいはそれに続く計画法律の案を提出し、途中となっている計画の執行状態を知らせねばならないと定めているとしても、これらの一般的な性格の条項は、立法作業を組織する措置を構成するものであって、政府の権利を侵害する（仮）命令ではない。

⑪同様に、立法者に対して、立法作業の構成の範囲内で、計画の準備に結びつき、政府に対してであれ議会に対してであれ情報と示唆を供給する組織を作ることとは、それらの助言がいかなる場合でも義務的効力を持たず、政府が自らの考えで、有益と判断したほかの諮問をすることができ、それらの権利の完全な行使のなかで、法律案を用意し提示し、計画化法律を執行し統制することができものであるから、禁じられるものではない。議会の委員会と計画化の中央委員会の創設と役割に関する法律の諸条項は、これらの原則と矛盾しておらず、したがって憲法に違反しない。

⑫同様の理由により、同様の条件の下で、中央レベルの計画化に関する手続きの中で、純粹に諮問的な資格でレジオンの介入を予定している法律の条項は、憲法に違反しない。

⑲レジオンにおける国家の代表者に対して、政府の代わりに、計画化契約と、レジオン―国家間との特有の契約を用意することを課する本法第一七条一項は、一九八二年七月二日法律によって改正された、コミューン、県、レジオンの権利と自由に関する一九八二年三月二日法律第七九条を適用することしかできない。ゆえに本条は憲法に違反しない。

以上のように判断することで、条文の適用における原則を示したり、その適用範囲を限定したりしている。

15 C C 82-155 D C 判決・1982年12月30日・通常法律（一九八二年補正予算法律）・・代議士団

本法第二二条は、ニューカレドニアとそれに付属する領域内において、一九八二年一月一日から、その税率、課税根拠、そして徴収方法が領域議会での議決によって定められる、自然人の所得に対する年次の税が制定されたこと、ニューカレドニアとその付属領域議会の一九八二年一月一日の議決が、ある条項の執行を有効化したことを定めていた。付託者である代議士団らは、本条が、上述の決議に対する訴えが行政裁判官によって審査されることを直接的に妨げていること、またいずれにせよ、有効化の手続は、有効化されるテキストの刑事的条項に遡及効を委ねないことを主張し、本条は違憲であると主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

③④本法第二二条二項により先に見た議決によってなされた適法な有効化は、その適用が裁判所に属するものであると行政に属するものであるとを問わず、サンクションを記しているこの上述の議決の諸条項を、不遡及性の原則から逃れさせる効果を持ちえない。いずれにせよ、有効化の効果に対するこのような制限は、税 (droit) の水増しや、金

銭的補償の性格を有する遅延利息 (intérêts de retard) にまで及ばない。この先に見た議決を有効化する法律の施行日以前の事実を理由として、いかなる罰金も法律違反に基づいて宣言されないことを監視するのは、本法の適用を担う諸機関に属することである。

このように判断することで、憲法院は、本条によってなされた有効化は、サンクションの不遡及性原則を破るものではなく、また、それが守られているかどうかを監視することは、裁判所の権限に属することを明らかにしている。

16 CC 82 – 153 DC 判決・1983年1月14日・通常法律 (公務員の一般的身分に関する法律) ・元老院議員団

本法第二条は、公務員一般身分規定に関する一九五九年二月四日オルドナンスに、第二〇条の二として、EN Aの卒業生の採用について一定の条件を課することを定める条項を追加するものであったが、そこで追加された第八項では、担当大臣によって、EN Aで施された研修の終了時に成績順名簿が作成されることなどが定められていた。付託者らは、このように一定のカテゴリーの者を優遇したりすることは、人権宣言第六条に反するものであることなどを主張した。⁽²⁴⁰⁾これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑧もし新第二〇条の二第八項が、公務員関係を担当する大臣に対して、コンセイユ・デタ評定官によって主催される委員会の助言に従い、競争試験に合格した人のリストを作成する措置を委ねていたとしても、裁判官の統制の下で、公務員関係を担当する大臣にかくして委ねられた使命は、試験に応募してきた受験生の法的な適性を確認することを唯一の目的とするものであつて、試験官のみに属する任務である、受験生の能力を確認するものではないということ

は、立法の準備作業にであれ、公務員の一般的規範にであれ、由来するものである。

憲法院はこのように判断することで、担当大臣によるリストの作成は、リスト登載者の能力について問題にするものであつてはならないことを明らかにした。

17 CC 83 — 160 DC 判決・1983年7月19日・通常法律（ニューカレドニアとその属領である海外領土との、国税上の協定を承認する法律）…代議士団

本法は単一条からなり、「課税一般法典の条項と、地方税規則とに由来する二重課税を回避し、税逃れを予防するため、ニューカレドニアの海外領土と結ばれた租税協定は、一九八三年三月三十一日にヌメアで、そして一九八三年五月五日にパリで署名され、本法に添付された付属議定書全体とともに承認される」と定められていた。これに対して、本法が対象とする協定において、フランス共和国とニューカレドニアの領域とを、フランス共和国を分割することなしに主権的権威として個別化されえない、主権国家とその構成要素という関係であるのに、その両者の間に許しがたい多くの厳格な法的平等をもたらしており、共和国の不可分原則に反していると批判された。これに対し憲法院は、いかなる約定も、ニューカレドニアの領土に主権的権威も国際法上の法人格も認めていないこと、契約当事者の法人として、権限あるものによって結ばれる国内法上の協約として、相互の権利と義務について定めることに反対するものは何もないこと、契約行為によるこのような権利と義務の決定は、フランスの立法者から憲法上割り当てられた権限を奪うものではないことを確認した上で、次のように判断した。

⑩同様に、協定の起草上の必要性から、「フランス領土 (le territoire français)」と「ニューカレドニア領土 (le territoire de la Nouvelle-Calédonie)」を区別する、あるいはそれぞれの地理的區域を定めるために、「フランスの税」と「カレドニアの税」を定めるといふ言葉を用いるところに導かれたとしても、それは、これらの言葉が、純粹に便宜的な言葉遣いの慣習に由来する本法第三条の条項そのものに由来するのであり、これらの言葉は、いかなる法的射程を有するものでもない。

⑪さらに、政府によって用いられた手続は国際的な実務を模倣したものであるとか、批判された条項は、国家間の二重課税を避けるために差し向けられる協約について O.E.C.D. によって起草された条約モデルを有しているとかいう主張もとりあげることができない。実際、もし課税技術上の理由のために、批判された協約の起草者たちが国際協約における特定の習慣的な約定から着想を得ることができるとしても、この事実は問題となった協約に、なんらの国際的な性格を委ねることもない。

このように判断することで、憲法院は、本法で用いられている文言がどうであれ、それは共和国の不可分原則に触れるものではないことを明らかにした。

18 C C 83 — 162 D C 判決・1983年7月19 — 20日…通常法律（公部門の民主化に関する法律）…代議士団、元老院議員団

本法第二二条は、賃労働者の代表者が担当する取締役会あるいは監査役会の職は、費用弁償を別として無給であること、その取締役としての責任が問題とされたときには、彼らの職の無償性を考慮することで評価され、いかなる場合においても、賃労働者代表の取締役らは、株主を代表する取締役と連帯して責任があると宣言されえないこと、さらに彼

らの監査役会のメンバーとしての責任が問題とされるときにも、それは、彼らの職の無給性を考慮して評価されることが定められていた。付託者である代議士団らは、本条に由来するすべての責任の抑止と同等であるこの責任の緩和は、これらの労働者代表取締役には認められていない特権的免除を与えるもので、いかなる一般利益の理由でも正当化されない形で、平等原則、責任の原則、償いの原則に反すると主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

②付託者らの不満に反して、本法第二二条は、賃労働者の代表の民事責任にしか関係なく、明示的な方法で、違反を構成する条件あるいは刑罰の段階の適用について、責任の免除の効果を定めている特別のテキストによってしか一般刑法から逃れえないものである、彼らの刑事責任を免除するものではないとみることが適切である。

③本法第二二条の文言に由来する免責は、明らかに民事法典第一九九二条二項に着想をえたものであるが、法的にも、事実の上でも、すべての責任を廃止するに等しいものではない。

このように判断することで、免責されるのは民事責任に限定されること、およびそれも全面的な免責ではありえないことを明らかにした。

次に、本法第三三条は、労働法典第一条に言及された公施設と企業に適用しうる新たな条項を、労働法典第四一二―二三条として追加するものであった。この新四一二―二三条は、雇用者が、企業内の代表的組合組織との労働組合権の行使の補足的な方法の交渉に参加せねばならない分野として、組合費の徴収を容易にしうるような諸条件をあげていた。付託者らは、労働組合に加入し、あるいはそれを維持するために、企業内の賃労働者に圧力をかけることを組合組織に

許したもので、一九四六年憲法前文によって定められた労働組合の自由の原則に反するなど主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑧5 法律の条項のある適用において、憲法に矛盾する濫用の可能性があるということのみでは、法律の違憲を導かない。本件で批判されている条文は、法的にも事実の上でも、直接または間接に、賃労働者に対して組合に加入し、またはその加入を維持することが課されることを許しえない。このような結果を導く傾向にあるすべての条項に署名することを拒否することは、関係する企業の経営陣に、そして万一の場合に、その無効を述べ、あるいは適用を禁じることが、権限ある裁判権に属する。

⑧6 これらの所見を享受する下で、この主張は支持されえない。

憲法院はこのように判断することで、問題の規定は、組合への新規加入および加入の維持を賃労働者に課することを許すものではないことを明らかにすると同時に、万一そういった要求がなされても応じる必要はなく、さらにそういった協約が成立したとしても、裁判所がそれを無効と判断しうることを明らかにした。

19 C C 83 — 167 D C 判決・1984年1月19日判決・通常法律（金融機関の活動と統制に関する法律）・・代議士団

本法第三三条は、銀行規制委員会が、金融機関の資本額と、それらの金融機関において資本がひきうけられ、あるいは拡大されうる条件に関するレグルマンを定めうることを予定していた。付託者らは、銀行規制委員会にこのような権限を委ねることで、公部門に属している金融機関の偶発的な民営化を決定する権力を委ねており、これにより立法者は

公部門から私部門への財産権の移転に関係する諸規範を定めるための排他的権限を法律に与えている憲法第三四条を誤解しているなどと主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

②⑤銀行規制委員会を設立することで、立法者は、その任務の行使において、憲法的価値の規範や原則の尊重から（委員会を）解放することを欲したわけではない。とりわけ、本法第三三条第一項がその委員会に対して、出資が金融機関においてなされ、拡大されうる条件を定めることを授權しているが、それは、公部門から私部門への企業財産の移転を支配する法的枠組の外で、このような移転が、出資への参加の規制によって許しうるということしか意味しない。かくしてこの条文は、付託者らがこの条文に割り当てたような射程を持たない。

このように判断することで、憲法院は、同委員会が銀行の民営化などは行ないえないことを明らかにした。

次に、本法第八条は、本法の適用を受けない金融機関などを列挙するとともに、その一部の機関について、銀行規制委員会の命令が、必要な適合化の留保と、コンセイユ・データのデクレによって定められた条件の下で、拡大して適用されうることを定めていたが、法律によって課せられるいかなる条件もなしに、これらのレグルマンの適用の拡大または不拡大について決定する権限を銀行規制委員会に委ねている限りで、立法者は自らの権限を誤解していると主張された。これに対して憲法院は次のように判断した。

②⑨本法第八条三項により、特別の基金の預託役務を保障している預託供託金庫、郵便金融局、特別の基金の預託役務を確保している国庫収入役は、必要な適合化の留保のもとで、コンセイユ・データのデクレによって定められた条

件において、金融機関と同じ条件において銀行の活動を行うときに、銀行規制委員会によって定められた規範に従う。いかなる特別の障害物も対置されていないからには、銀行の活動一般を統一的規制に従わせることを狙いとする本法のこの条項は、銀行規制委員会が、上で述べられた金融機関に対して定める規範について、その好みで、規範を拡大して述べたり述べなかったりする権限をそのままにすることはなく、単に、そのような拡大に必要な条件の存在を確認するための配慮を委ねただけである。したがって、援用された理由付けは、事実を欠いている。

このように判断することで、本条が銀行規制委員会に対して裁量的な適用範囲の決定権を与えたものではないことを明らかにした。

第三に、本法第一八条二項は、金融会社と特別の金融機関とは、銀行規制委員会によって定められる条件の下で、付随的な資格で許された場合を除き、一覽払い⁽²⁵⁾あるいは二年以下の期間で、大衆から積立金を受ける権力を授与されないことなどを定めていた。これに対して憲法院は次のように判断した。

③①本法第一八条二項は、金融機関と専門金融機関に対して、これらの機関は付随的な資格で、銀行規制委員会によって定められた条件において、このような活動を行うことが許されうると定めることで、一覽払いあるいは二年以下の期間で大衆からの積立金を受けることを禁止した。このような禁止を示すことで、そして関係する活動が付随的性格を示すという条件に、その例外を従わせることで、本法は、その適用領域を定め、これらの規範の適用を保障する措置しか、銀行規制委員会に任せない。

このように判断することで、憲法院は、銀行規制委員会に認められる権限の範囲を限定した。

20 CC 84 – 178 DC 判決… 1984年8月30日… 通常法律（ニユーカレドニアの法的地位について）… 代議士団

本法第一三一条は、C/Dカテゴリーの公務員職団の特別の地位は、競争試験なしにそれらの公務員の採用を許しうることを定めていた。これが、人権宣言第六条によって定められている、公務員の職へのアクセスの平等を侵害していると批判された。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑩いかなる憲法的価値の規範や原則も、立法者に対して、一定の公務員職団の特定の地位のものが、競争試験なしに公務員を採用することを許しうると予定することを禁じてはおらず、そして法律のいかなる条項も、人権宣言第六条を誤解して採用措置を行うことを許しているものとして解釈されない。かくして、公職へのアクセスの平等原則から引き出される主張は、とりあげられない。

このように判断することで、憲法院は、競争試験なしの採用は認められるが、しかしそれは人権宣言第六条にいう公職へのアクセスの平等を侵害するようなものであつてはならないことを明らかにした。

21 CC 84 – 179 DC 判決… 1984年9月12日… 通常法律（公務員と公部門における定年制に関する法律）… 代議士団、元老院議員団

本法第八条は、監察官と監査官の一定の職について、年齢以外の条件なしに、閣議のデクレによって補充される可能

性を予定せねばならないことなどを定めていた。付託者らは、本条は政府に対して、その者の能力、徳行、才能を考慮することなく欠員を補充することを許したもので、人権宣言第六条を誤解していると主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑰人権宣言第六条は、すべての市民はその能力にしたがって、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、すべての位階、地位及び公職につくことができると定めている。仮に本条が政府に対して、監察官と統制官の採用について大きな評価権力を留保しているとしても、それは、候補者の選択は、彼らに委ねられる権限の行使に必要な能力に応じて行われることを要求している人権宣言第六条の文言を誤解してそれらの指名をすることを許すものではない。したがって、人権宣言第六条違反から引き出される主張は、とりあげられない。

このように判断することで、憲法院は、このような採用形態は許されるものの、それは人権宣言第六条を無視したものでありえないことを確認した。

22 CC 84—181 DC 判決…1984年10月10日…通常法律（プレス企業の集中化を制限し、その財政の透明性と多元主義を確保することを目的とする法律）…代議士団、元老院議員団

本法は、プレス企業関係の多様な条項を定めていたが、その第三条は、プレス企業を保有し、あるいは支配しているすべての者に、どのような方法でも、その名義を貸すことは禁じられることを定め、第二六条は、それに違反した場合について、本法第三条の条文に反してその名義を貸した者は誰であれ、三ヶ月から一年の懲役と、六千から二〇万フラ

ンの罰金で罰せられること、同様の罰は、そのために名義貸し取引が引き起こされた者にも適用しうること、名義貸し取引が法人の名義でなされたとき、刑罰は、法人の会計のためにその取引を行った者に適用されることを予定していた。付託者らは、「名義貸し」を構成する要素が定められていないのは、罪刑法定主義を定める人権宣言第八条に違反するなどと主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

②一方で、違反の構成要素は、本法第三条の文言そのものに属している。ここでは、それらの裁判所に係属した事件においてそれを適用することは、権限を有する裁判所の責任に属する。他方で、ほかの分野での類似の禁止を別にして、これらの条項によって対象とされた名義貸しの禁止が、プレス企業に関係する財政の透明性の規範を侵害しうる名義貸し行為にしか関係しないということは、プレス企業の財政の透明性を確保するための法律のなかにこの条項があるということに本質的に由来する。かくして本法第三条と二六条とは、憲法に違反しない。

このように判断することで、憲法院は、本法によって禁止されている名義貸しの範囲を限定した。

第二に、本法は、日刊紙の所有の独占について次のような規定をおいていた。

第一〇条 一人の人間は、それらの流通量の全体が、同様の性格を有する全国紙の日刊紙全体の発行量の一五%を超

過しないならば、政治と一般的な情報に関する、複数の全国紙の日刊紙を保有し、支配することができる。すべての版を併せて、三大レジオンでの流通のほかに、少なくともその流通量の二〇%を実現しているものの、あるいは、通常の紙面においてその編集上の記事の半分以上が、全国的な情報と国際的な情報によつ

て占められているものは、全国紙としてみなされる。

第一条 一人の人間は、それらの流通量の全体が、同様の性格のレジオン、県、地方の日刊紙全体の発行量の一五%を超過しないならば、政治と一般的な情報に関する、複数のレジオン、県、あるいは地方の日刊紙を所有し、支配することができる。

第二条 一人の人間は、一ないし複数の日刊紙の発行が、①全国紙の日刊紙については、同様の性格のすべての全国紙の発行量の一〇%を、②レジオン、県、地方の日刊紙については、同様の性格のレジオン、県、地方の日刊紙全体の発行量の一〇%を、それぞれ超過しないならば、同様の性格の、政治的・一般的情報に関する、一ないし複数のレジオン、県、地方紙と一ないし複数の全国紙を保有し、支配することができる。

第三條第一項 本法第一〇、一一条で定められた一五%の上限と、第二二条で定められている一〇%の上限とは、その取得 (acquisition) あるいは⁽²⁴⁶⁾支配権獲得 (prise de contrôle) に先行する一二ヶ月によつて構成される同じ期間内において評価される。

これに対して憲法院は次のように判断した。

④本法第一〇条、第一条、第二二条は、これらの条項において述べられていた上限の適用を二つの仮説のみに限っている、先に見た本法第一三条の文言を考慮した形でしか読まれえない。すなわち一方で、本法律公布時に超過していた場合と、そして他方で、将来的に、もっぱら取得あるいは支配権獲得に由来する超過の場合である。法律そのものは、新しい日刊紙を創刊する場合や、あるいは買収や支配権獲得以外の理由による流通量の発展の場合、この上限

の作用から除外している。それゆえ、創刊の自由と日刊紙の自然な発展とは、読み手の自由な選択をまったく侵害しない。

④④このような解釈は、さらに法律の準備作業にも適合するものであり、優位せねばならない。結局、本法第一〇、一、一二条を、本法第一三条によってなぞられた範囲外に適用させるところに導く他のすべての解釈は、憲法に反する。

このように判断することで、憲法院は、本条による上限の設定について、新規の創刊や、部数の自然増といった場合には適用されないことを明らかにした。

第三に、先に見た第一三条について、次のように判断している。

⑤⑤上で示したように、本法第一〇、一一、一二条の合憲性の命令的な条件となるものである本条第一項は、以下の場合に、本法第一〇条、第一一条、第二二条によって定められている上限の超過を禁止することを求めている。すなわち、これらの上限が、なんであれ、新しい日刊紙の創刊、あるいは現存している日刊紙の支持者の増大といったことに由来する状況に適用されうることなしに、そして、本条二項に関する違憲宣言を考慮して、法律公布時に存在している状況を再び問題にすることなしに、その上限の超過が、本法公布後の取得あるいは支配権獲得活動の結果であるとき。

憲法院はこのように判断することで、第二三条は、これら二つの場合しか対象としないことを改めて判断している。

第四に、同じく第一三条について、その第二項が違憲であるとの判断をうけて、次のように判断している。

⑤⑥本条第一項は、それが法律の公布後の事後的な取得や支配権の獲得である場合にしか関係しない限りで、違憲ではない。もし、本条第一項と第二項とが可分のものともなされ、それゆえ違憲宣言を免れるならば、その二項を失った第一三条が、法律の公布前の取得や支配権の獲得に適用されるいかなる可能性もないものとして理解されることは、命令的（必要不可欠）な条件ではない。

このように判断することで、同条第一項は、法律の公布後の事後的な取得や支配権の獲得の場合のみを対象としていることをあらためて判断している。

第五に、本法第三二条は、本法第一〇条、第一一条、あるいは第一二条の条項に違反して、自らの会計においてであれ他人の会計においてであれ、全国、レジオン、県、あるいは地方で発行されるものの所有権、あるいは支配権を獲得した者は誰でも、一〇万から一〇〇万フランの罰金で罰せられることを定めていた。憲法院はこれについて、次のように判断した。

⑧⑧本法第三二条の適用は、その第二項の違憲宣言後に置きかえられた本法第一三条のように、先に本法第一〇条、第一一条、第二二条に与えられた解釈を考慮することではかなされえない。かくして本法第三二条は、法律公布前に獲得された状況に由来する上限の超過も、法律公布後の、一ないし複数の出版物（publications）の買収あるいは支配権の獲得以外の理由による超過も、サンクションしえない。本法第三二条に関する他のすべての解釈は、憲法に違反

する。

このように判断することで、本条によって罰則が課される場合を限定した。これら第二、第三、第四、第五の判示は、解釈留保が付された第一三条一項の内容の確認と、関連する条文にそれがかかっていくことを明示的に示したものと考へることができる。

判決主文第二条において、「上で述べられた厳格な解釈の留保の下で、その余の条文は憲法に違反しない」と述べた。判決主文において言及がなされた久しぶりの例であり、しかも「厳格な」という形容詞が用いられている点で、注目される。⁽²⁹⁾

23 CC 84-184 DC 判決…1984年12月29日…通常法律（1985年予算法律）…元老院議員団

郵政電信特別予算 (budget annexe des Postes et Télécommunication) の六九—五六は、「一般会計予算の歳入に割り当てられる差額積み立て準備金 (Fonds de réserve) : 二二億フラン」と題していた。付託者らは、このような定めは、一九五九年一月二日のオルドナンス第一八条、第二〇条、第二二条に由来するような、その予算の収入はその支出に当てられなければならないとする原則に矛盾する、年次予算の一部転用を構成するものであると批判した。さらに、これは年次予算の対象となった役務の収益性を評価することを許さないこと、利用者に提供された役務の対価でしかない電話利用者によって支払われた料金 (taxe) について、部分的に国税としての性格を委ねたものである限りにおいて、憲法第三四条に反するなど主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

⑬ 郵政電信特別予算は、一般会計予算の歳入に割り当てられる差額積み立て準備金と題された、六九―五六を含んでいる。ここでの金額の記入は、この金額を決定的な資格で評価して、一般予算に対する特別予算からの納付金を負担させたものとして解釈されえない。それは、議会への情報提供のために差し向けられた予想的な評価ではない。一般予算のために行われなければならない起こりうる支払いの総額は、活動の終わりに現れうる個別予算の貸越額の観点からしか、法的に定められない。

このように判断することで、憲法院はここに記入された金額は目安でしかなく、それゆえ本件特別予算に、この金額の納付義務を負わせたものではないことを明らかにした。

第二に、本法第七九条二項は、課税一般法典第三八条の二に、寄付金の所得控除について、本条第一項で言及されている、〇・一％の控除の限界は、一般利益のための、文化的性格を有する基金あるいは結社で、経済・財政・予算担当大臣と文化担当大臣によって認められたものに、一九八五年一月一日以降になされた寄付については、〇・二％に増やされることなどを定める第七項を挿入することを定めていた。このうち、「各大臣らに認められた団体に対してなされた寄付」という部分が、大臣に課税の範囲の変更を許したもので違憲であると主張された。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑳ もし本条が、それが記している税的優遇措置を、企業の寄付が、一般利益のための、文化的性格を有する基金あるいは結社で、経済・財政・予算担当大臣と文化担当大臣によって認められたものに対してなされること、という条件に従わせていたとしても、この後者の条項は、大臣らに対して、憲法第三四条によって大臣らに属していない、問題

となっている税上の利益の適用領域を定める権限を与えるものではない。それは単に、本条が指名している大臣らに對して、その基金や団体が本第七九条によつて定められている条件に對應しているか否か、すなわちそれが文化的性格の一般利益を有しているかの確認権を委ねたにすぎないものとして解釈されねばならない。かくして、批判された条項は、關係する大臣に對して、法律の適用に必要な個別の措置を担当させるという目的のみを有するものであり、憲法第三四条を誤解していない。

このように判断することで、憲法院は、本条により認められた大臣の評価権は、法律の要件を満たしているかどうかを確認する権限であつて、控除団体と認めるかどうかの裁量的な権限を与えたものではないことを明らかにした。⁽²⁸⁾

24 CC 84-185 DC... 1985年1月18日... 通常法律（83-663法律を補完し、国と地方公共団体との間の關係に、多くの条項をもたらず法律）... 代議士団、元老院議員団

本法第一八条は、八三-六六三法律に、第二七-一九条を追加するものであり、そのうち第二七-一条は、七-一四〇〇法律によつて修正された五九-一五五七法律を補完する、私学の自由に関する七七-一二八五法律第一-四条が廢止され、国家と私立学校との間の關係に関する同法第四条二項と三項は、七-一四〇〇法律の公布前の文言で、再び有効なものとされることを定め、これにより復活される、五九-一五五七法律第四条は、連合契約の対象となるクラスにおいて、教育は公教育の規範とプログラムに應じて分配されることや、教育施設の指導者との合意で、公教育施設の教師にであれ、契約によつて国家と結びついた教師にであれ、そのクラスを任せうること、教育施設は、契約の下にある部門以外のすべての活動について、自由に構成しうることを定めていた。付託者らは、これらの措置は私学の自

由、教育の自由を侵害するなどと主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

⑪かくして、連合契約 (contrat d'association) の下にあるクラスにおいて教育している教師に対して、私学固有の性格を尊重する義務を課している一九七七年一月二五日の法律の条項の廃止は、一九五九年二月三一日の法律第一条最終項に由来するこのような義務から教師を免れさせる効果を有さない。このような義務は、憲法的価値を有するものである教師の良心の自由を侵害することを許すものとして解釈されえないとしても、その教師に対して、私学内においてその義務を果たすことを課するものである。

⑫同様に、連合契約の対象となるクラスにおいて、教育は、一九七七年法律が定めているように一般規範によって分配されるのみならず、公教育の規範によって分配されたとした一九五九年二月三一日法律の第四条を再び現行のものにするとは、私学固有の性格に侵害をもたらす規範に私学が従うことを認めるものとして解釈されえない。

⑬同様に、本法第二七一条によって、教育は、教育施設の指導者との合意で、指名された教師に任せられることを定めている一九五九年法律第四条の条項を再び現行のものにすることは、校長の提案による教師の指名を予定している一九七七年法律のテキストの廃止と同様に、私学の固有の性格を尊重する義務と等しく組み合わせられなければならない。実際、批判された条項は私学の校長に対して、私学の固有の性格と両立しないすべての採用に反対することを許していた。さらにそれは、行政と私学の間の協議がもたれることをまったく妨げえない。さらに、批判された条項は、とりわけ、行政が私学の校長に対して、その私学の固有の性格と両立しない候補者を体系的に提案したとき、付託の書き手によって考慮された場合に、権限踰越の裁判官による統制を妨げえない。

このように判断することで、憲法院は、関係する教師の良心の自由の尊重などを明らかにするとともに、私学の自由を尊重すべきことを明らかにした。なおこれらの留保は、本件条項により形式的には復活することとなった、過去に成立していた条文を対象としている点で特徴的なものである。

25 CC 85—189 DC .. 1985年7月17日 .. 通常法律（計画的開発（aménagement）の原則の決定と適用に関する法律） .. 元

老院議員団

本法第三条三項は、都市計画法典第二三—一五条を改め、公用収用における補償などの対象となる「宅地」の資格を、公表され、あるいは承認された土地占有計画によって、建築可能として指定された領域、あるいはそのような文書がない場合、現実には都市化されている地域に属するもの、または県会と県における国家の代表者によって、都市計画法典第一一—一—三条を適用して建築可能として共同で指定された地域などに限定することを定めていた。付託者らは、宅地の資格付けについて、行政によって作成される都市計画文書の「建築可能な用地」の資格付けに依存させている規範により、司法裁判官が私有財産の擁護者であるとする憲法原則を誤解していること、収用の受益者である行政機関が、本来裁判官に属さねばならないものである、価格を定める要素の評価権力を受けていることから、違憲であるなどと主張した。これに対して憲法院は、次のように判断した。

⑤批判された条項は、収用され、あるいは先行取得された不動産の内容、利用、価値を定めるためのただひとつの権限を有する機関であり続ける、裁判権の介入によって提供される保障を弱めない。とりわけ、批判されている法律の第三条二項が同様に定めているように、もしそれら（行政上）の制度が、収容する側に詐欺的意図を示すならば、財

産の利用に影響する行政上の束縛や拘束を取り除くことは、収用裁判官に属する。

このように判断することで、憲法院は、本条に定められている行政の評価権が、裁判権を拘束するものではないことを明らかにした。

第二に、本法第一三条は、都市計画法典に、一一一五一二条として、都市計画の策定状況等に応じて、県会、あるいは県会の要請または助言をうけた県における国家の代表者が、決議あるいは理由付けられた決定によって、それらの機関が確定した地域内において、売買契約や賃貸借あるいは相続による、不動産の所有権または利用権のすべての意図的な分割を、事前の宣言にしたがわせることができること、この条項は、風景、生態系と景観の資格付けを理由として、特別な保護を必要としているものとして認められたコミュニティの一部にも適用されうること、土地等の分割宣言は、市町村長に伝えられるが、場合により、市町村長あるいは県における国家の代表者は、役所がその宣言を受領した日から二ヶ月以内に、もしそれがその重要性により、その分割の数により、あるいはそれが引き起こす作用により、その自然の性格に、その風景の質に、あるいはそれらの空間に関与している生態系バランスの維持に深刻な打撃を与える余地がある場合に、その分割に反対することができるという定めを挿入するものであった。付託者らは、このような規定は人権宣言第二⁽²⁴⁹⁾条、第五⁽²⁵⁰⁾条、第一七⁽²⁵¹⁾条、平等原則と、立法者に与えられた権限を誤解したものであると主張した。これらのうち、人権宣言違反の主張について、憲法院は次のように判断した。

⑩都市計画法典一一一五一二条は、その風景、生態系、そして景観の質を理由として特別の保護が必要なコミュニティの部分のみに制限することで、一定の（土地）分割を宣言に従わせるという行政権に与えられた権力を明らかにし

ている。さらに、行政権は、その重要性によって、それが導く土地分割や作業が、景観の質や生態系の維持に影響する場合にしか、分割に反対しえない。かくして、保護地域を定め、あるいはこれらの地域内に位置する財産の分割に反対するための裁量的権限を自由にするところから遠く、行政は、権限踰越の裁判官の統制の下で、法律によって十分な明確さを持って定められている一般利益の目的を参照させている理由付けに、それらの決定を立脚させねばならない。

このように判断することで、本法により行政に与えられた分割反対権を行使しうる場合を限定した。

26 CC 85-196 DC 判決・1985年8月8日・通常法律（ニューカレドニアの発展について）…代議士団、元老院議員団
本法第一条一項は、ニューカレドニア住民に対して、独立と、「フランスとの連合」について、同時に意見を求めることを予定していた。元老院議員団は、同法第一条一項について、憲法第八八条によって予定されている「連合」協定は、完全に独立した諸国家にしか関係しないのであり、それゆえ、ニューカレドニアの人民に対する諮問は、共和国領内の人民には、その地域が、独立を促進するという仮説の下で、フランスとの連合協定に署名できるか否かを決定するための資格を与えられないということを理由に、憲法第五三三條三項⁽²⁶⁾に適合しないと主張した。さらに、国内的な行為は、二つの国家間で自由に署名される国際協定について中間決定を下すことができないこと、本法第一条は国際公法上の原則、とりわけ植民地であった地域や人民に独立の授与について、主権移譲のときにすべての条件あるいは留保を付することを禁じている一九六〇年の国連総会決議に反することも主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑦本法第一条一項のほか、いかなる法律上の明確化もなしに、関係する人民に対して、『フランスと連合して』独立の地域を獲得することについて意見を述べるように求めると予定することは、規範的内容のない意思の宣言を述べることに限定される。立法者がそれ自体で、法律の後の条項のために定めた目的を問題にすることで、それは、現状でこのように憲法上無効となる余地があることはできない。したがって、援用された主張は、受け入れられない。

このように判断することで、憲法院は、本条によって求められているのは、規範的内容のない意思の宣言でしかないことを明らかにし、違憲の問題を回避した⁽²³⁾。

以上が、一九八六年のコアピタシオン前までの判決である。これ以後の判決については、次号以降で紹介する。

(219) コアピタシオンとは、山口編『法辞典』によれば、大統領職と政府が異なる政党、政治勢力により支配される状況を指す。

(220) フランスにおいて上述の点を端的に指摘したものとして、Louis Favoreu, *La politique saisie par le droit : alternances, cohabitation et conseil constitutionnel*, Economica, 1988. ファヴォールのこの論文を紹介し、これに対するフランスでの受け止め方を紹介したものとして、山元一「《八〇年代コアピタシオン現象》以降のフランス憲法の一断面―『法』によって捕捉される政治―という定式をめぐって―」清水望吉稀『憲法における欧米的視点の展開』（成文堂、一九九五年）二〇

九頁。このほかの邦語の文献として、たとえば、今関源成「フランスにおける『違憲審査制』の問題点」『法律時報』五七巻六号（一九八五年）六七頁以下、同、「憲法院と地方分権化改革」『早稲田法学』六二巻一号（一九八六年）一五頁以下など。

(221) この間の状況について簡潔にまとめたものとして、奥島孝康「フランスの企業国有化法と憲法院判決」『法学教室』二一〇号（一九八二年）八〇頁以下。

(222) たとえば、憲法院が与野党間の調停機関としての機能を果たしたと指摘したものとして、大山礼子「憲法院の権限拡大」『ジュリスト』九四四号（一九八九年）九九頁。憲法院が政府と野党との対立を法的に調停する政治的機能を果たすようになったことを指摘したものとして、北川善英「フランスにおける『憲法裁判』」『法の科学』一五号（一九八七年）一四頁、一一七頁など。憲法院の主たる役割は与野党間の対立を法的に解決することであると指摘したものとして、江藤英樹「フランス憲法院の改革動向」『明治大学大学院紀要』第三二集（一九九四年）六九頁以下。

(223) 憲法院が左右いずれの側にも肩入れすることなく判断を下し続けたことを指摘しているものとして、パトリス・ジェラルド（伊藤洋一訳）「フランスにおける違憲審査」『ジュリスト』八五六号（一九八六年）一〇七頁以下など。憲法院が、活動内容を徐々に変化させ、とりわけ一九八一年以降「政権交代の保障者」となったというファヴォールの議論を好意的に紹介したものとして、中村睦男「フランス憲法院」法学セミナー増刊『世界の憲法裁判所』（一九八八年）二二九頁。

(224) 一九八八年に留保が付された判決は五件あったが、そのうち四件は三月までの間に下されたもので、選挙前、すなわちコアビタシオンの状態のときに出たものである。

(225) これは、第一章第二節第一項において指摘したような、憲法院があまり余計なことをいうと、直ちに裁判官統治であるという批判を受け、その結果憲法院の存立基盤そのものが揺らぎかねないという状況ではなくなったということである。

(226) 第六条の訳文は、基本的に、野村敬造「憲法評議院と基本的人権」『金沢法学』二四巻一号（一九八一年）二四頁以下の、本判決の紹介によった。なお体裁を統一するため必要な変更を加えている。

(227) 原語は、*garde à vue*である。中村他編『用語辞典』によれば、司法警察員が、法律に定める期間内、捜査の必要のため、警察の権限内に置かれるべきすべての者を警察署にとどめておく措置である、とされている。また、山口編『法辞典』によれば、司法警察主務官（*officier de police judiciaire*）が捜査の必要のため、罪を犯したことまたは犯そうとしたこと

を疑うに足りる徴憑(indice)のある者を警察庁署に留置する措置である、とされている。

- (228) 第六六条は、その第一項で、「何人も、恣意的に拘禁されてはならない」と定め、第二項で、「司法機関は、個人的自由の守護者であり、法律が定める要件にしたがって、この原則の尊重を保障する」と定めている。

(229) ここで予審とは、公判前手続を構成する刑事訴訟の一段階として行われるもので、公訴権行使の前提として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況、結果を確定する手続である。法律の文言によれば、警察留置の延長が認められるのは「刑法第三四一条一・二・三項、三四二―三四四条、三五五条によって定められている個人の自由への侵害の場合、または、刑法第三八四条によって定められている武器の保有による悪質な盗みで、二人あるいは複数人によってなされた場合」であったが、これは、犯罪者の行為の特定や当該犯罪の状況の確定と結びつきうるものである。それゆえ、憲法院はこの留保で、警察留置の延長は予審とは関係がないものであることを明らかにした。またもしこれが予審であるとするれば、予審判事の資格が必須となることもあるため、これが予審の性格を有さないことを明らかにしたものである。

- (230) 何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。恣意的な命令を要請し、発令し、執行し、または執行させたものは、処罰されなければならない。ただし、法律によって召喚され、または逮捕されたすべての市民は、ただちに服従しなければならない。その者は、抵抗によって有罪となる。
- (231) 憲法三四条二項に列挙されている法律事項の中に、「重罪及び軽罪の決定、ならびにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦、新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。」という規定がある。

- (232) 原語は、*président de la chambre d'accusation* である。なお控訴院弾劾部は、予審手続における判決の控訴と、予審判事による重罪の認定の検証を受け持つ。

- (233) 同条は四項からなり、共和国大統領は司法権の独立の保障者であること(第一項)、裁判官は罷免されないこと(第四項)などを定めている。

- (234) 本刑法は、G.D.30として、G.D.C.第一二版の四二六頁以下で紹介されている。

- (235) 政府は、その綱領を執行するため、通常は法律の領域に属する措置を、一定期間に限りオルドナンスで定めることの承認を国会に求めることができる。

- (236) 詳細な法文については、野村敬造「フランスの国有化法の合憲性審査（三・完）」『ジュリスト』七七一号（一九八二年）一四四頁以下を参照。なお本論文及びその連載である「フランスの国有化法の合憲性審査（一）（二）」は、本件及びこれに先行する一九八二年一月一六日のいわゆる国有化(1)判決を含め、詳細に紹介したものである。本稿では解釈留保が付された国有化(2)判決しかとりあげないが、G.D.C.C.でも、第二二版の四五七頁以下に、国有化(1)(2)判決をまとめて、G D 31として紹介している。
- (237) 判決文では、「traite」となっているが、「traité」の誤りであると思われるため、条約と訳出している。
- (238) 法律の発議権は、首相および国会議員に競合して属する。
- (239) 国会議員および政府は、修正権をもつ。
- (240) E.N.A.とは国立行政学院(Ecole Nationale d'Administration)の頭文字をとった略称である。
- (241) すべての市民は、法律の前に平等であるから、その能力にしたがって、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、すべての位階、地位および公職に就くことができる。
- (242) Caisse des dépôts et consignations の訳である。中村他編『用語辞典』によれば、「強力な公的信用制度で、公施設法人の形態をとり、指導機関のなかには非常に多くの公権力、گرانコールの代表者が構成員として存在する。関与を効率化するために設けられたすべての組織網の中心に位置する。当初は公証人の義務的預託と供託金を受け入れるために設置されたが、今日では預託供託金庫は主に貯蓄運金庫、共済制度、社会保障組織の自由に運用できる資金を集めることによって成り立っている。資金の運用先は非常に多様である。金庫が重要な国庫預託元であるため国庫に投資されるものもあるが、大部分は、公法人とりわけ金庫が直接または間接に大口の融資者となっている地方公共団体、および及び社会住宅供給機構への出資と融資に用いられる」という機関である。
- (243) les services financiers de la poste の訳である。
- (244) les comptables du Trésor assurant un service de dépôts de fonds de particuliers の訳である。
- (245) 証書の所持人が証書を提示したときが満期となり、あるいは満期の記載がない証書によるもの。これに続く二年以内という要件とあわせて、一般の、いわゆる個人からの短期の資金受け入れを禁止する趣旨である。
- (246) 本条の第二項は、本法公布時に存在している状況についても同様に、本法公布に先行する一二ヶ月に基づいて上限を超

過しているかどうかを判断することを予定していたが、憲法院によって違憲と判断された。なお、本条第一項と二項とは可分のものでされたため、この第一項はそのまま残ることとなった。

(247) 本判決は、G D 36として、G D C C 第二版の五九七頁以下に紹介されている。

(248) 本判決は、G D 34として、G D C C 第二版の五六二頁以下に紹介されている。

(249) あらゆる政治的結合の目的は、人の、時効によつて消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全及び圧制への抵抗である。

(250) 法律は、社会に有害な行為しか禁止する権利をもたない。法律によつて禁止されていないすべての行為は妨げられず、また、何人も、法律が命じていないことを行うように強制されない。

(251) 所有は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、これを奪われない。

(252) 領土のいかなる割譲も、いかなる交換も、いかなる併合も、関係する住民の同意がなければ有効ではない。

(253) 本判決は、G D 38として、G D C C 第二版の六三三頁以下に紹介されている。

〔付記〕

本稿は北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇六年九月二五日授与）に補筆したものである。